



種類	市街化調整区域内等における建築物の特例許可	
内容	都市計画法第41条第2項ただし書の規定に基づく市街化調整区域等内における建築物の特例許可申請に対する審査	
条例	大津市手数料条例第2条 別表27(3)	
手数料額	1件につき 46,000円	
種類	予定建築物等以外の建築等許可	
内容	都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査	
条例	大津市手数料条例第2条 別表27(4)	
手数料額	1件につき 26,000円	
種類	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可	
内容	都市計画法第43条の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請に対する審査	
条例	大津市手数料条例第2条 別表27(5)	
手数料額	敷地の面積	金額(1件につき)
	0.1ha未満	6,900円
	0.1ha以上0.3ha未満	18,000円
	0.3ha以上0.6ha未満	39,000円
	0.6ha以上1.0ha未満	69,000円
	1.0ha以上	97,000円

種類	地位の承継の承認																							
内容	都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査																							
条例	大津市手数料条例第 2 条 別表 27(6)																							
手数料額	<table border="1"> <tr> <td>ア. 自己居住用または、1ha 未満の自己業務用</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>イ. 1ha以上の自己業務用</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td>ウ. ア・イ以外の開発</td> <td>17,000 円</td> </tr> </table>		ア. 自己居住用または、1ha 未満の自己業務用	1,700 円	イ. 1ha以上の自己業務用	2,700 円	ウ. ア・イ以外の開発	17,000 円																
ア. 自己居住用または、1ha 未満の自己業務用	1,700 円																							
イ. 1ha以上の自己業務用	2,700 円																							
ウ. ア・イ以外の開発	17,000 円																							
種類	宅地造成に関する工事の許可等																							
内容	宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可申請に対する審査																							
条例	大津市手数料条例第 2 条 別表 26(1)																							
手数料額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>切土又は盛土をする土地の面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 m<sup>2</sup>以下</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 m<sup>2</sup>を超え1,000 m<sup>2</sup>以下のとき</td> <td>21,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以下のとき</td> <td>31,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以下のとき</td> <td>47,000 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以下のとき</td> <td>67,000 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 m<sup>2</sup>を超え 20,000 m<sup>2</sup>以下のとき</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>20,000 m<sup>2</sup>を超え 40,000 m<sup>2</sup>以下のとき</td> <td>170,000 円</td> </tr> <tr> <td>40,000 m<sup>2</sup>を超え 70,000 m<sup>2</sup>以下のとき</td> <td>250,000 円</td> </tr> <tr> <td>70,000 m<sup>2</sup>を超え 100,000 m<sup>2</sup>以下のとき</td> <td>340,000 円</td> </tr> <tr> <td>100,000 m<sup>2</sup>を超えるとき</td> <td>420,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		切土又は盛土をする土地の面積	金額	500 m <sup>2</sup> 以下	12,000 円	500 m <sup>2</sup> を超え1,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	21,000 円	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	31,000 円	2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	47,000 円	5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	67,000 円	10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	110,000 円	20,000 m <sup>2</sup> を超え 40,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	170,000 円	40,000 m <sup>2</sup> を超え 70,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	250,000 円	70,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	340,000 円	100,000 m <sup>2</sup> を超えるとき	420,000 円
切土又は盛土をする土地の面積	金額																							
500 m <sup>2</sup> 以下	12,000 円																							
500 m <sup>2</sup> を超え1,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	21,000 円																							
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	31,000 円																							
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	47,000 円																							
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	67,000 円																							
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	110,000 円																							
20,000 m <sup>2</sup> を超え 40,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	170,000 円																							
40,000 m <sup>2</sup> を超え 70,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	250,000 円																							
70,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以下のとき	340,000 円																							
100,000 m <sup>2</sup> を超えるとき	420,000 円																							

種類	宅地造成に関する工事の変更許可												
内容	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請に対する審査												
条例	大津市手数料条例第2条 別表26(2)												
手数料額	<p>ア、イ、ウの合算額(限度額420,000円)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">ア. 宅地造成に関する設計変更(イのみに該当する場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>(1)区域変更なし……切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額の10分の1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)区域編入 ……変更前の面積</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(3)区域縮小 ……縮小後の面積</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ. 切土又は盛土をする土地の編入 編入面積に応じ、前項に規定する額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ. その他の変更 10,000円</td> </tr> </table>	ア. 宅地造成に関する設計変更(イのみに該当する場合を除く)		(1)区域変更なし……切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額の10分の1		(2)区域編入 ……変更前の面積	〃	(3)区域縮小 ……縮小後の面積	〃	イ. 切土又は盛土をする土地の編入 編入面積に応じ、前項に規定する額		ウ. その他の変更 10,000円	
ア. 宅地造成に関する設計変更(イのみに該当する場合を除く)													
(1)区域変更なし……切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額の10分の1													
(2)区域編入 ……変更前の面積	〃												
(3)区域縮小 ……縮小後の面積	〃												
イ. 切土又は盛土をする土地の編入 編入面積に応じ、前項に規定する額													
ウ. その他の変更 10,000円													
種類	60条証明												
内容	建築確認の際に都市計画法上の適合性を確認する書面として、開発行為許可が不要となる特定の建築行為についての証明書の交付。(都市計画法施行令第60条に基づく証明)												
条例	大津市手数料条例第2条 別表27(8)												
手数料額	1件につき 4,000円												
種類	開発、宅造関係書類の抄本交付												
内容	公文書の抄本の交付												
条例	大津市手数料条例第2条 別表10												
手数料額	1枚につき 300円												